

○町民農園事業運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、町民が土と緑に親しみ、収穫の喜びを通じて、農産物の生産と消費に対する理解を深めるために、町民農園（以下「農園」という。）の管理運営事業について、必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 設置する農園は、次のとおりとする。

- (1) 木古庭町民農園 45区画（第1：32区画 第2：13区画）

総面積2,290.3㎡ 木古庭1486番他 10筆

- (2) 上山口町民農園 56区画

総面積1,570.0㎡ 上山口2339番他 6筆

(利用区画)

第3条 農園の1区画の面積は、15平方メートルとする。

- 2 木古庭町民農園は、2年間利用区画及び4年間利用区画の2種類とし、上山口町民農園は、2年間利用区画のみとする。

(利用期間)

第4条 農園の利用期間は、次のとおりとする。

- (1) 木古庭町民農園

2年間利用区画は、令和7年4月1日から令和9年2月末まで

4年間利用区画は、令和7年4月1日から令和11年2月末まで

- (2) 上山口町民農園

令和7年4月1日から令和9年2月末まで

- 2 前項の利用期間の中途において農園の利用を開始した者の利用期間は、申込日から前項の利用期間の末日までとする。

(利用の申込)

第5条 農園を利用しようとする世帯の代表者は、木古庭町民農園利用申込書（第1号様式）または、上山口町民農園申込書（第2号様式）を町長に提出するものとする。

- 2 第1項に規定する利用の申込をする場合において、当該利用の申込が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるときは、受理しないものとする。また既に受理しているものは、取り消すことができる。

(利用者及び利用区画の決定)

第6条 農園の利用を希望する利用者（以下「利用者」という。）及び利用区画の割り当ては、前条の規定に基づき申し込みをした者から抽選により決定する。

- 2 申込者の数が募集区画を上回る場合は、抽選により補欠利用者の順位を決定する。
3 利用期間年度途中に申込をする場合は、先着順で希望の空き区画に入ることができるものとする。

(利用料)

第7条 利用者は、1区画15平方メートル800円に利用月数を乗じて得た利用料を納付しなければならない。この場合において、利用月数に1月末満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 利用者は、利用年度ごとに前項の規定により算定した利用料を通知した日から30日

以内に納付書により支払わなければならない。

（利用料の還付）

第8条 既納の利用料は、原則として還付しない。ただし、天災等の借受者の責に帰すべきことができない事由によって農園の利用ができなくなった場合は、この限りでない。

（利用の取消し）

第9条 利用者が、利用期間中に当該農園の利用を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の7日前までに、町民農園利用廃止届（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用契約を解除することができる。

- （1） 前項の規定により、利用廃止の申出があったとき。
- （2） 利用者が利用料を納付しなかったとき。
- （3） 利用者が次条の規定に違反する行為を行ったとき。
- （4） 利用の申込に虚偽又は不正があったと認められるとき。
- （5） 町内に居住する者ではなくなったとき。
- （6） 他の利用者等に迷惑を及ぼし、かつ、町長の指示に従わなかったとき。

（行為の禁止）

第10条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 農園に設置してある工作物を撤去すること。
- （2） 農園を営利の目的に利用すること。
- （3） 農園の利用の権利を譲渡し、転貸し、又は担保に供すること。
- （4） 作物・作物の葉や茎などの残さ・農具・肥料・ゴミ等を持ち帰らずに放置したり、耕作をしないで雑草が繁茂するなど、他の利用者又は周辺民家等に迷惑を及ぼす行為をすること。
- （5） 農園内で火気等の使用をすること。
- （6） 指定の駐車場以外に駐車すること。
- （7） 第6条により決定された自身の利用区画外で作物の栽培をすること。
- （8） その他農園の設置目的に反すること。

（原状回復）

第11条 利用者は、第4条に規定する利用期間満了の日（第9条第1項の規定により利用を廃止したとき、又は第9条第2項の規定により利用を取り消されたときは、指定された日）までに利用区画を自己の責任において原状に復さなければならない。

（損害賠償及び損失の補償）

第12条 利用者は、自己の責めに帰すべき理由により農園をき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 町長は、第9条第2項の規定により利用を取消しときは、利用者の栽培作物等の損失について、いかなる補償もしない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

（町民農園運営要綱の廃止）

町民農園運営要綱（平成3年7月1日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に承認を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に承認を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年1月21日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に承認を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年2月15日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に決定を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に決定を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に決定を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(改正に伴う経過措置)

この要綱施行前に決定を受けた利用者の取扱いについては、従前の例による。